

(別添 4-別紙様式第 4 号)

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産貸付公示書及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札参加希望者は、入札参加申込書(誓約書及び法人による入札の場合には、役員一覧を含む。以下同じ。)を国有財産貸付公示書で指定する提出期限及び場所(以下「指定する期限等」という。)に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に必ず委任状を提出してください。

第5条 入札者は所定の入札書により、封書に入れて入札日時に提出しなければなりません。

第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額(貸付料の総額)の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手で納付しなければなりません。

第7条 入札書には、入札者の住所氏名を記入するものとし、又金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入してください。

第8条 提出された入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第9条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者が入札したもの(予算決算及び会計令第70条及び第71条は「参考」参照)
- 3 国有財産に関する事務に従事する者が入札したもの
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの(暴対法第2条第2号は「参考」参照)

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

(1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

(2) 次のいずれかに該当するもの

- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるもの(暴対法第2条第6号は「参考」参照)
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているもの

(3) (1)、(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

- 5 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 6 入札者が法人の場合、指定する期限までに役員一覧の提出がないもの
- 7 所定の入札書以外の様式を使用して行った入札
- 8 入札書に入札者の住所、氏名の記入がないもの
- 9 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入がないもの
- 10 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 11 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 12 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 13 一物件に対し一者で2通以上の入札をしたもの
- 14 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの
- 15 その他入札執行責任者等が入札書及び入札関係書類不完全と認めたもの

第10条 開札は国有財産貸付公示書において公示した時間及び場所に、入札者(代理人を含む。)の面前で行います。ただし、国の指定した者を立会わせて開札します。

第11条 開札の結果、国の予定価格(予定貸付料総額:非公表)に達する入札のない場合で、入札者が再度の入札を希望するときは、直ちに再度の入札を行います。なお、再度入札を辞退した者は、その後の入札に参加することはできませんので、入札執行責任者の指示に従い退室しなければなりません。また、再度入札をしても、なお、国の予定価格に達しない場合には入札を終了することがあります。

2 初度の入札で落札者の決定を留保した物件については、再度入札は実施しません。

第12条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札者へその旨通知します。第9条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、国の予定価格以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

なお、落札者となる同価の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

また、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第13条 非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)が落札者となった場合で、外国為替令(昭和55年政令第260号)第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第14条 入札保証金は、落札者を除き、入札保証金を納付した時に発行した受領証書と引換えに速やかに還付します。落札者の入札保証金は、契約を締結した後に所定の手続により還付します。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の届出があった場合には、入札保証金を還付します。

また、入札保証金を現金で還付するときには200円の収入印紙が必要となります。ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しない者の場合は必要ありません。

第15条 落札者が、落札決定の日から30日以内に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第16条 落札者は、契約を締結しようとするとき、契約保証金として年額貸付料×3(当初の3年)の100分の10以上(円未満切上)に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手で納付しなければなりません。

なお、入札保証金を契約保証金に充当することは可能です。

また、契約締結後、当初の3年が経過した後の貸付期間にかかる契約保証金として、国の定める基準により算定し通知する金額を納付する必要があります。

第17条 前条の契約保証金は、契約満了時まで又は契約解除時まで、落札者が自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、更地で返還された後に所定の手続により還付します。

なお、還付した契約保証金には利息を付しません。

第18条 入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、原則、入札事務及びその後の契約事務に使用します。ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局への情報提供に使用します。

第19条 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに福岡財務支局のホームページに公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条第1項に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。次項において同じ。）の設定の有無、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 落札者との契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を福岡財務支局のホームページに公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、契約年月日、年額貸付料、契約期間、契約相手方の法人・個人の別、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、定期借地権の設定の有無、価格形成上の減価要因、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

3 前2項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第20条 本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

以上

(参考)

○予算決算及び会計令(抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。